



**特集**

## 情報メディアとの 上手な付き合い方

私たちの日常生活において、インターネットはより身近になっており、パソコンやスマートフォン(以下「スマホ」)などの情報メディアの普及により、大人のみならず、子どももインターネットを利用することが当たり前前の時代になりつつあります。インターネットは友人と連絡を取り合ったり、情報を取得するツールとして非常に便利ですが、ネット通信によるいじめや出会い系サイトによる被害、ネット依存などさまざまな問題も発生しています。

今回の特集では、子どもたちと情報メディアとの上手な付き合い方について考えていきます。

# 第24回参議院議員通常選挙

投票日は  
平成28年 **7月10日(日)**

投票時間… **7:00~18:00**

◎開票

7月10日(日)20:00~ 役場201会議室

◎投票できる人

平成10年7月11日以前に生まれた人で、平成28年3月21日以前から引き続き平泉町に住所があり、町の選挙人名簿に登録されている人

◎町内で転居した人

平成28年6月21日から7月10日までに町内

投票区	投票所名
第1	第2区公民館
第2	戸河内コミュニティセンター
第3	4区ふれあいセンター
第4	第7区公民館
第5	佐野公民館
第6	平泉町役場
第7	長部地区交流センター
第8	平泉町公民館長島分館
第9	コミュニティセンター 潤いの郷悠悠

で転居した人は、転居前の住所地の投票所(入場券に記載されている投票所)で投票することになります。

◎期日前投票

【期間】6月23日(木)~7月9日(土)

【時間】8:30~20:00

【場所】役場3階 委員会室2

◎不在者投票の場合

仕事や旅行などで他市町村に滞在している人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院などに入院などしている人は、その施設の長に申し出て、不在者投票ができます。

◎郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている人(障がいの種類、程度に要件あり)または介護保険被保険者で「要介護5」の認定を受けている人は郵便で不在者投票ができます。

【投票用紙の請求期限】7月6日(水)

※あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。

◎問い合わせ先

町選挙管理委員会 ☎46-2111(内線380)

## 選挙権年齢が18歳以上に!

平成27年6月に公職選挙法の一部が改正され、今回の第24回参議院議員通常選挙から選挙権年齢がこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。これにより18歳、19歳の皆さんが新たに選挙権を持つこととなります。

次世代を担う若者の意見が、政策により反映されやすくなることが期待されていますが、近

年、若者の投票率は低下傾向にあります。バランスのとれた政策を実現するためにも多くの若者が政治や選挙に関心を持ち、選挙に行くことが大切です。

誰にとっても住みよいまちにするためにも選挙に行きましょう。

